

【研究ノート】

朴勝彬の言語観とその背景・補論

三ツ井 崇

はじめに

筆者は、先に植民地下朝鮮における朝鮮語規範化政策／運動の展開について論じた⁹⁾。ここでは、朝鮮語研究会―朝鮮語学会（一九二二年創立、一九三一年改称）の動きを中心に論ずる、従来の植民地期朝鮮語規範化問題の語り方を批判的に検証し、朝鮮総督府の朝鮮語教育政策、朝鮮語研究会―朝鮮語学会と対抗した勢力の存在を同時にみていかねばならないことを指摘した。このような問題意識にもとづき、同書ではその対抗勢力であった朴勝彬という人物と、彼を中心として組織された朝鮮語学研究会の言語運動の性格について論じた。

しかし、ここでは、朴勝彬個人の活動についての調査が行き届かなかつた面があるほか、朝鮮語学会中心史観への批判意識から朴勝彬が同等の分析対象となりうる民族主義者であると強調するにとどまった憾があり、いま一度、事実関係について精査する余地が残されていた。また、同書刊行後に新たな事実や修正を要すべき点が判明したこともあり、本稿ではそれらの補足・修正を踏まえながら、朴勝彬の言語観および言語運動の基盤について、改めて論じ直してみたい。なお、経歴や言語運動にかかわる部分は、拙著所収の旧稿と一部記述が重複するところがあるが、行論の都合上、ご了承ください。

一・朴勝彬の経歴⁽⁵⁾

朴勝彬は、一八八〇年朴景陽⁽⁶⁾の子として江原道鉄原に生まれる。本貫は全羅道潘南で(潘南朴氏)である。自身の証言によると、朴は一四歳のとき、科挙試験を受けるためソウルに上京、試験を二回受けたという⁽⁷⁾。一五歳のとき、科挙制度が廃止されたというから、科挙の廃止が一八九四年の甲午改革であることを考えると、一八九三年に上京したと考えるのが妥当である。おそらく、甲午式年試を受験したものと思われるが、『国朝文科榜目』、『司馬榜目』などをみても名前は確認できないことから、おそらく合格しなかったものと思われる。朴勝彬の孫である朴賛雄の証言によれば、彼は判任官試験に合格したという⁽⁸⁾。実際に、一八九七年に外部判任官見習となり、一八九九年に徳源監理署主事となっている。厳密にいうと、一八九九年五月一五日付でいったん城津監理署の主事となり、同月二一日に徳源監理署へと移っており⁽⁹⁾、実質的に城津で勤務することはほとんどなかったと思われる。徳源監理署は、元山港(当時は咸鏡南道、現

在は江原道)における通商事務または外国人居留地関係事務をおこなう官庁であり、朴はその主事Ⅱ事務官であったということになる。当時、開港場では、外国人が多く出入りし、当然のことながら、朴も職業上、彼らの活動を直接目にしてきた。ちなみに、このときの上司である徳源監理が尹致昊であった。

一九〇〇年に再び上京、八月九日付で外部主事となる⁽¹⁰⁾。朴は最初に上京する以前から、数学と英語に興味を持ちはじめ、夜学などに通っていたという。彼は外部主事の職を数年で辞し、西洋留学を夢みて、英語を学ぼうと私立学校(興化学校、中橋義塾)⁽¹¹⁾に通うことになる。その際、日本語も少し学習したようで、一九〇四年、留学生として渡日⁽¹²⁾、中央大学法科大学に入学する。留学中には、朝鮮人留学生団体の役員として活動することもあった(後述)が、一九〇七年に中央大学卒業後、帰国する。そして、一九〇八年三月には郷里江原道を基盤とする愛国啓蒙運動団体(関東学会)の組織に関与、朴はその副会長に就任する。しかし、同年、平壤地方裁判所検事となり、一九〇九年には検事を辞任、ソウルで弁護士を開業するにいたる。

以後、弁護士としての活動の傍ら、民族運動家として、とくに一九二〇年代以降、物産奨励運動、自治運動などに関与していく（後述）。一九一八年には漢陽俱樂部（のちの啓明俱樂部）の立ち上げに関わり、自らも理事として生活改善運動にたずさわった。また、一九二五年九月、朴は普成専門学校（のちの高麗大学校）の理事に選任され、同月末校長に就任、一九三二年に辞任するまで、財団の整備に取り組んだ。また、在任中、同校と中央仏教専門学校で朝鮮語学を講義、自身の見解を教授してもいる。

そして、このころから、朴の仕事のなかで朝鮮語研究の占める割合が大きくなった。一九四一年には創氏改名により名を松原勝彬とし、一九四三年一〇月には六三歳でその生涯を閉じた。

二．朴勝彬の活動と思想

（一）日本留学と関東学会

朴勝彬は一九〇四〜〇七年に日本に留学したことは前

述のとおりである。日本では中央大学法科大学に在籍し、法学を学んだことがわかつている。彼の回想によれば、「二五歳になった年に日語を一言二言学んで日本にわたった」が、大学生になっても「本はそのまま読むが、よく聞き取れない日本語で講義を聞いたので、われわれの勉強もなかなか無理なことでした」⁽¹⁰⁾という。中央大学は、発足時は英吉利法律学校という専門学校であったが、一九〇三年七月に大学組織化したものである。このとき校名を東京法学院大学としており、中央大学と改称したのは一九〇五年八月のことであった⁽¹¹⁾。つまり、朴勝彬の証言どおりだとすれば、入学は校名改称以前だったということになる。大学の課程は本科（修業年限三年）・予科（同一年半）・専門科（同三年）からなり、本科は中学卒業後予科を経て、あるいは同等の学力を認められて入学することになっていて、また、専門科は正科と別科から成るが⁽¹²⁾、朴勝彬がどのような資格でどの課程に入学したのかは明らかではない。

彼の留学中の活動の詳細を知ることが容易ではないが、一九〇六年に発足した留学生団体である光武学会の組織に関与したことがわかつている⁽¹³⁾。光武学会は、一九

○五年に、当時東京府内の民家を借りて設置し、のちに留学生監督部内に移った光武学校の事務一切を担当してもいた。朴は中央大学に在学しながら、この光武学校の教師として「修身（法律経済社会概説）」を担当していたようだ。⁽¹⁴⁾

そして、彼は一九〇六年に発足した大韓留学生会に關与した。発足当初には書記員を担当したが、以後、副会長（一九〇七年一月）、会長（一九〇七年二月）になったのを確認できる。⁽¹⁵⁾ 一九〇七年一月、天道教が派遣した留学生のうち、二一名が小指の一節を切つて血判を押した。「為学声明書」を出すという事件が起きる（断指事件）。

この事件は天道教からの学費支給が中断されるや苦境に陥つた学生たちが、「賤役労働をしながらでも」学業を続けることを誓つた行為であつたが、⁽¹⁶⁾ この事態に対し、各留学生団体は彼らを支援する動きをみせた。このとき、朴勝彬は大韓留学生会の代表として本国に帰り、一か月ほど滞在して、「本国有志十（人？）と協力周旋」する役割を担つた。⁽¹⁷⁾

彼が日本に滞在する間に留学生団体は『太極学報』（一九〇六年創刊、太極学会）、『大韓留学生会学報』（一九〇

七年創刊、大韓留学生会）などの雑誌を刊行したが、彼の留学期間が一九〇七年までだったという事実とも関連してか、その間、彼が残した文章はほとんど発見されていない。今後も確認の余地があるが、現在のところ唯一確認されるのは、『大韓留学生会学報』第二号に掲載された「擁爐問答」という記事である。これは署名が「学凡朴勝彬傍録」となっているが、「仮痴生」と「先憂子」という架空の人物の対話形式によつて「愛国」と「開化」に關して論じた文章である。「仮痴生」の人物像については、「嘗て深山に在り春に耕し、秋に獲りて、冬にして古人の書を読み、世事の相問に与らざること今数十載に迫りしが、一友人の余を過りて余に勸むるに新聞雑誌を読むをもつてする有りて、余乃ち好書の壁をもつて其の言に従い一種新聞及び一種雑誌を読むを始めて茲に数月を経」⁽¹⁸⁾と設定されている。そして、この「仮痴生」が「一友人」である「先憂子」に「愛国」とは何かについて尋ね、それに「先憂子」が答える形で話が進行する。ここで「先憂子」は「仮痴生」を指導する「開化」の側に立つ者として設定されている。内容を要約すれば次のとおりである。「愛」の対象は「三千里疆土を保守」し、「維

一の主権を戴き」、「福利を安享する」ことができるということであり、「愛国」とはこの三者の損を憂い、その益を図ることだという⁽¹⁹⁾。血統、言語を同じくする「人民」にとつて、この「愛国」精神は「自然感覚」であるともいう⁽²⁰⁾。しかし、優勝劣敗の法則により強者が弱者を駆逐し、滅亡させる「国際競争」の時代にあつて、強者の長所を学び、弱者（＝自己）の短所を補充して、その競争に参加しなければいけない、それがまさに「開化」だといふのである⁽²¹⁾。この際、「愛国」と「開化」は目的と手段の関係となる⁽²²⁾。そして、「仮痴生」の「然らば則ち君の愛国の目的は何時達すべきや」との問いに対し、「先憂子」は断指事件に対する「国民」の共助に「国民相愛心の発展」を、国債報償運動に「国民独立心の発展」を、国内に学校が多く設立され、「雑髪染服して」旧習にこだわらないことに対して「国民新進心の発展」を、そして、アメリカ、日本に朝鮮人団体ができ、朝鮮内の各学会と連絡することに対して「国民団結心の発展」などをそれぞれみいだそうとしている⁽²³⁾。のちに見るように、これらの「発展」に対する希求は、植民地期に彼が展開する啓蒙運動の基盤としても重要な意味を持つ。また、この時

期に、留学生として日本に滞在した崔南善、崔麟、張膺震、林圭、許憲など多くの人物が一九二〇年代以降に活動をともにする人物たちであることも興味深い点である。

帰国後、朴勝彬は江原道出身者による愛国啓蒙団体である関東学会の組織に関与した⁽²⁴⁾。発足当初は臨時会長であったが、のちに副会長になった⁽²⁵⁾。関東学会は教育振興を目的の中心とし発足したが、オ・ヨンソプの分析によれば、関東学会の発起人のうち「相当数が関東学会創立以後に地方官僚として出て行ったり、国亡期に親日団体に関係したり、日帝時期に朝鮮総督府官僚になった」という⁽²⁶⁾。しかし、他の学会に比べ資料が決定的に不足しており、どのような活動をしていたのかは不明なままである。また、朴勝彬は一九〇八年六月には平壤地方裁判所検事になって⁽²⁷⁾副会長を辞任した。その後、関東学会にどの程度具体的に関与したのかも明らかではない。学会が主としてソウルの本部と江原道の支部で活動したことを考えれば、彼の関与も薄くなつていったものと推測される。

(二) 朝鮮人弁護士・朴勝彬

朴勝彬は一九〇九年に検事を退職し、同年六月二二日付で弁護士登録をして活動を開始したが⁽²⁸⁾、一九三七年一月二日付で本人の申請により登録を抹消した⁽²⁹⁾。彼の弁護士活動に関しては、後述する民族運動家としての活動と同様に、先行研究ではあまり言及されていない側面でもある。以下では、現在のところ明らかにしている内容のいくつかについて触れてみたい。

一九〇八年三月二五日に発足した「政治法律経済に関する学理を討究發揮させる」ことを意図した法学協会の創立発起人として朴勝彬が名を連ねていることが確認されている⁽³⁰⁾。法学協会は会員から資金を集めて「書籍館」を設けて本を発売したり⁽³¹⁾、同年四月から会誌を発行するなどの活動をし⁽³²⁾たりしたことがわかる。しかし、ほとんどの活動がソウルであり、平壤で検事をしていた彼がどの程度関わっていたかは不明である。法学協会は一九一〇年に会誌の発行を中断し、一九一五年に再開している⁽³³⁾。新たに刊行された『法学界』の第一号（一九一五年）を

みると、朴勝彬の名前が評議員として確認されることから⁽³⁴⁾、継続して法学協会にかかわっていたものと推測される。筆者が所有しているのは同誌の第一号から第六号（一九一六年）までだが、この間に彼が直接執筆した記事はみられない。

朴勝彬の弁護士活動として有名なものの一つが言論擁護にかかわるものである。一九二一年一月、雑誌『新天地』、『新生活』の二誌が相次いで発禁処分を受けた。この事件に対して、言論擁護の立場から、朴が法曹界の一員として関与した事実を確認できる。この事件は一九二二年一月一〇日に雑誌『新天地』が、同一四日に『新生活』が発売禁止処分を受けたものであるが⁽³⁵⁾、これに際し、朝鮮之光社、開闢社、東明社、時事評論社、朝鮮日報社、東亜日報社が、被害を受けた二社に同情する行動をみせ、言論の自由の機会を拡大するよう当局に要求することを決議した⁽³⁶⁾。これら出版社と新天地社・新生活社の代表を含む言論界有志と法曹界有志がともに言論擁護の決議を出したりもしている。そのとき法曹界側の人物というのが、朴勝彬、崔鎮、許憲、金瓚泳、卞榮晩などであった⁽³⁷⁾。『新天地』は社長の白大鎮が新聞紙法違反、

大正八年制令第七号違反で、『新生活』は社長朴熙道、主筆金明植、記者辛日鎔、兪鎮熙が同様の罪名で起訴されたが、⁽³⁸⁾ それに対し、先に挙げた四人の弁護士を中心とした複数の朝鮮人弁護士が弁護を引き受けた。⁽³⁹⁾

次に朝鮮人弁護士団体独立について触れておこう。一九二一年一〇月に開かれた極東（東洋）弁護士大会に朝鮮人弁護士協会代表の資格で参加したが、日本の支配下において朝鮮人が代表となることに反対した日本人弁護士との対立で流会となった。この件に関し、警察資料では次のように報告されている。

十月二十二日ヨリ六日間北京ニ於テ開催セラルヘキ東洋弁護士大会ニ出席スヘキ京城朝鮮人弁護士会専務理事朴勝彬、理事李宗〔琮〕夏ノ二名ハ本月十四日平壤弁護士洪在棋ヲ同地ニ訪問シ今回前頭大会ニ日本弁護士協会員トシテ出席スルヲ快トセス這回新ニ朝鮮人ノミヲ以テスル朝鮮弁護士協会ヲ組織シ同協会員トシテ出席スルコトニ各地ヨリ出席スヘキ朝鮮人弁護士ヲモ結束スヘク之方同意ヲ求メタルモ洪弁護士ハ今回ハ無事ニ済マシ次会ノ大会ヨリ朝鮮弁護士

協会員トシテ出席シテハ如何ト慰撫シタルモ兩人ハ印度其ノ他ノ殖民地ニ於テモ本国トハ別個ノ団体トシテ出席シ居レリト称シ容易ニ其ノ意ヲ翻ヘサス或ハ大会ノ席上ニ於テ紛議ヲ醸スヤモ知レスト⁽⁴⁰⁾

この問題に関して、朝鮮総督府警務局も危険視したようである。一九二三年フィリピンで開催される国際弁護士大会でも朴勝彬を含む朝鮮人弁護士たちが参加を望んでいるという情報を得て、「比律賓ハ其ノ境遇力朝鮮ト相似タル処ヨリ兩者ノ関係ハ自然親密ナルヘク從テ延テハ朝鮮独立ノ問題ニモ或ハ言及スルニ至ルヤモ知ラス」と外務省に警告を出したほどであった。⁽⁴¹⁾ 結局、朝鮮人弁護士たちは参加しなかった。警務局内部資料をみると、「所轄検事正ヨリ比律賓渡航ニ関シ注意アリタルヲ諒トシ在京城弁護士ハ寧口自ラ進ムテ大会列席ノ希望ヲ取消シ渡航ヲ見合ハスコトトナレリ又平壤ニ於テモ京城ト同一歩調ノ下ニ大会出席ヲ中止スル模様ニ有之候」⁽⁴²⁾ とある。一方で、朴勝彬とともに弁護士活動をおこなった許憲は「旅行券を発給してくれないので行けず、その後に国際大会もうやむやになってなくなりました。朝鮮人弁

護士会もまたそうで」⁽⁴³⁾と証言しており、当局側からの圧力によるものであったことを示唆する。

朝鮮人弁護士会の独立問題はそれ以前から存在していた。この問題の背景には、一九一七年七月に日本人弁護士で構成される京城第一弁護士会と朝鮮人弁護士から成る京城第二弁護士会が統合され、京城弁護士会が創立されたという事実にある⁽⁴⁴⁾。その統合は京城地方法院松寺竹雄検事正の内論によるものだったが、日本人弁護士はこの統合を認めたくなかった。その理由は、朝鮮人弁護士に対する日本人たちの優越感であった。三・一運動後、役員選挙に際して朝鮮人が会長として選任されたが⁽⁴⁵⁾「時局」の関係上、その結果を認めざるを得なかったという日本人弁護士たちの不満も、そのような優越感に起因するものであった。極東弁護士大会で起こった前述のようなトラブルの背景にはこのような問題が存在していたのである。ここで興味深いのは、日本人弁護士はこのような朝鮮人弁護士との不和、対立を理由に朝鮮人弁護士会を独立させると総督に陳情したという事実である⁽⁴⁶⁾。事実、一九一九年七月、京城弁護士会は日本人・朝鮮人それぞれの弁護士会に分裂した⁽⁴⁷⁾。

朝鮮人弁護士協会の発足と、極東弁護士大会におけるトラブルはこのような文脈においてであった。朝鮮人弁護士たちの要求は「印度其ノ他ノ植民地」のような一定の地位を得ることを願うもので、また、それゆえ総督府側も民族や「朝鮮独立」という問題につながりうる危険な状況と考えていたのであって、同じ朝鮮人弁護士会の独立といっても、日本人弁護士たちの思惑とはずいぶんと距離があつたといわねばならない。

同協会はのちに「各派有志連盟」の東亜日報社長宋鎮禹への暴行事件と民衆大会中止に際して、総督府当局に問責しようとした⁽⁴⁸⁾。裁判所と検事局の朝鮮人職員に対する差別的待遇の反対と合議裁判への朝鮮人判事の設置などを建議する計画を立てたりもした⁽⁴⁹⁾。

朴勝彬の弁護士としての個人的活動について抽出するのは非常に難しいが、弁護士としてともに活動した人物たちが同じ時期に啓明倶楽部(後述)にも関与しており⁽⁵⁰⁾、注目すべき経歴の一つであろうと思われる。

(三) 自治運動家・朴勝彬

一九二〇年代以降、朴勝彬は朝鮮語研究に邁進する一方、教育、物産奨励運動、自治運動、体育奨励運動⁽⁵¹⁾などの多様な活動に従事した。ここではとくに物産奨励運動と自治運動に関与した事実を焦点を当ててみたい。前者は、朝鮮の経済的独立を企図した朝鮮製品使用奨励（＝外国製品排斥）運動であり、一九一九年秋に金性洙らとともに「物産奨励株式会社」の設立に関与し、物産奨励の講演活動を繰り広げてもいる⁽⁵³⁾。また、一九二八年時点で「朝鮮物産奨励会」の理事を務めていた事実⁽⁵⁴⁾が確認される。後者の場合、朴勝彬が一九二四年一月に崔麟、金性洙、宋鎮禹などと一緒に自治運動団体である研政会の発足計画に関与したことが注目される⁽⁵⁵⁾。結局、この計画は周囲の強い反対で挫折してしまったことは有名である。少なくとも植民地当局の側においては、朴勝彬は「独立宣言ノ三十三名系其他ノ民族主義者ト気脈ヲ通」ずる人物の一人とみられていたようだ⁽⁵⁶⁾。それ以前の一九一九年八月二八日付『大阪毎日新聞』の「朝鮮の最近思想界(上)」をみると、朴勝彬が自治論の代表者のように扱われている、彼の主張が次のように要約・紹介されている。

朝鮮には朝鮮の歴史並に国民性あり朝鮮民族の感情は大和民族の感情と必ずしも一致するものではない、我々は朝鮮民族の心理状態は決して日本に同化するものでないと確信する、既に同化しないとの確信を前提として、我々は朝鮮民族の幸福のために朝鮮の事を朝鮮人に委せて貰ひたい、具体的に云へば聯邦の形式に於て朝鮮に自治を許して貰ひたい、夫れも今直ぐにと云ふので無い、数年の後或は十数年の後でも宜しい、要するに政府が適当と認むる時機に於て実現すれば可い、斯うして現下の荒立てる人氣を鎮めよと主張するのである、同化しない民族に向つて如何に同化を強ふるとも夫れは無効である、畢竟失敗を繰返す許りだ、同化政策の失敗の反復は日本の不利益であると同時に我々朝鮮人の堪へ難き不幸であると⁽⁵⁷⁾

この記事によれば、「朴勝彬等の東京に於ける運動が内地識者の同情を得なかつたのは当然であらねばならぬ」⁽⁵⁸⁾とあるが、この「朴勝彬等の東京に於ける運動」とは何であろうか⁽⁵⁹⁾。数日前の『独立新聞』（大韓民国臨時政府）

では次のように報じられている。

諸新聞に掲載されたとおり、朴勝彬李基燦等数名は宇佐美〔勝夫〕の手足となり、日本に渡つて行つて怪異な自治説を主張するも、日本では国内問題に奔忙して接受せず、先日、帰国し、さらに斎藤一行の歓迎を準備中にあるという。⁽⁶⁰⁾

明確なことはわからないが、斎藤実が朝鮮総督に赴任する前後に朴勝彬らは東京に行つたことになる。朴勝彬の東京行きは陸軍省所蔵の資料「京城民情彙報 民心ノ傾向」でも確認でき⁽⁶¹⁾、事実としては間違いないと思われる。この件と直接関係するかどうか検証が必要だが、八月一日の原敬の日記に次のような記述があることに注意したい。

朝鮮人沈天風、李基燦其他数名来訪、総督政治に付従来の失政を挙げて朝鮮人の憤慨已むを得ざる事を述ぶるに付、余は今回官制を改革して其弊風を一掃すべしと云聞せたり、又彼等は朝鮮は朝鮮人をし

て治めしめよとか、朝鮮議云を作れとか云ひたるも、余断然其趣旨は合併と相容れざるものにて即ち独立を望むものなり、合併の今日に於ては朝鮮人内地人何等区別あるべからず、地方自治の如きは別として朝鮮人も相当の時機には帝国議会に列するを要す、官吏の如きも内地にも朝鮮人を登用すべく其間に区別あるべからずとの趣旨を明瞭に諭旨したり。彼等は野田（卯太郎）、田中（義一）等にも会見し、殆んど同様の意思を聞きたりと云ふ。⁽⁶²⁾

沈天風とは沈友燮の筆名であり、李基燦とともに啓明倶楽部（当時、漢陽倶楽部）の部員でもある。よつて「其他数名」のなかに朴勝彬が入つていた可能性は否定できない。ここではあくまで推定にすぎないが、いづれにしても朴勝彬らの自治論は右のような反応を受けて、賛同を得られなかつたとみてよい。一九二二年一〇月中旬に日本人議員三名によつておこなわれた朝鮮民情視察の報告書では、朴勝彬の見解が「現在に於ける朝鮮統治の政策には何れの方面を問はず総て誠意を認める事が出来ない。言ふ迄もなく日本の朝鮮に対する政策如何は直に之

れ朝鮮人全体の死活の分岐点となるのである」⁽⁶³⁾と要約・紹介されているが、これは先の『大阪毎日新聞』で紹介された朴の主張とも通ずるところがあり、朴にとつての「自治」問題とは、「死活」問題としてとらえられていたのである。

さて、朴勝彬の「自治」について、先述の陸軍省所蔵の資料では興味深い記述がなされている。同資料は三・一独立運動勃発後の京城における「中産階級」の「民心ノ傾向」について、「自治派」、「同化派」、「独立派」に分類するが、朴勝彬は意外なことに「独立派」に分類されている。⁽⁶⁴⁾「自治派」を「朝鮮ニ於ケル自治ヲ得ントスルモノ」、「同化派」を「協成俱樂部ナル団体ヲ組織シ同化親日ニ努メ（……）民間ト官憲トノ間ニ在シ陰ニ自己ノ勢力ヲ得ントスルモノ」としたうえで、「独立派」について次のように述べるのである。

崔鎮、朴勝彬、安国善、沈宜性、李基燦等ハ表面中
立ヲ標榜シ居ルモ其裏面ハ全ク独立派ニシテ陰ニ陽
ニ之力実現ニ付後援シ且期待シ居レリ而シテ彼等ノ
主張スル所ハ言論集会出版ノ自由ヲ叫ビ此ノ機関ニ

依リテ同志ヲ叫合シ一大団体ヲ形成セムトス然レト
モ斯克テハ官憲ノ取締嚴重ヲ加ヘ行動ニ支障ヲ来サ
ンコトヲ慮リ表面物産奨励株式会社ヲ組織セムトシ
目下運動中ニアリ

尚ホ右朴勝彬、及李基燦ハ曩ニ高義駿一派ノ主義即
チ自治派ニ共鳴シ其目的実現ノ為東上シタルコトア
リシモ鮮人ノ多クハ高義駿等ノ主唱スル自治運動ハ
俄ニ実現スヘキモノニアラスト批難スル者アリ旁々
将来ノ地位ヲ顧慮シ俄ニ初志ヲ翻シ独立派ノ崔鎮一
派ニ附随スルニ至レルモノナリ⁽⁶⁵⁾

朝鮮内では民族主義妥協派の運動とみられていた朴勝彬らの活動も、このように当局側には「独立」につながるものとしてとらえられたようだ。もともと、「独立派ト自治派トノ間ニハ一部了解サレ居ル点アルカ如キ」⁽⁶⁶⁾としていることから、国家の独立を願う臨時政府のような立場とは異なるものであるし、その後も研政会計画への関与などをみてもわかるとおり、朴勝彬が「自治」を志向したことは間違いない。むしろ重要なのは、原敬が日記で「彼等は朝鮮は朝鮮人をして治めしめよとか、朝鮮

議會を作れとか云ひたるも、余断然其趣旨は合併と相容れざるものにて即ち独立を望むものなり」と記したり、研政会復活計画に際して当局側が「独立宣言ノ三十三名系其他ノ民族主義者ト氣脈ヲ通」ずると判断したことから、朴勝彬等のいう「自治」が「独立」につながりうる動きとしてとらえられていたということである。このようにしてみたとき、臨時政府や大韓人国民会からみた評価と日本当局側がみた評価がまったく分かれてしまうところに、朴勝彬のかかわった政治運動の性格があらわれている。

このことを踏まえながら、朴勝彬の次の発言はどのような意味をもつだろうか。

朝鮮人の急務は「……」精神上においても、物質上においても、急務でないものはないが、わたくしは、何よりもまず、朝鮮人の手で政事をおこなう権利を握らねばならないと考えております。教育をおこなうにしても、産業を振興させるにしても、朝鮮人の手で政権を握らねばなりません。「……」実に現在の朝鮮人経済界は、きわめて危険な時期で、こ

れをいくらかかなりとも耐え抜いていこうと方法を研究するならば、政治の力で土産を奨励し、経済的に独立しなければならず、そして、朝鮮人が互いにさならなる団合（＝団結）を鞏固にすることであり、「……」朝鮮人が将来生きていこうとするならば、われわれの団合を鞏固にしたあと、どのような形式であれ、政権を持たなければなりません。⁽⁶⁷⁾

彼にとって「朝鮮人の手で政事をおこなう権利を握ることは「急務」であり、すなわちそれはかなり強い意味での「自治」を意味したとも考えられる。しかし、先にみたとおりその「自治」さえも日本側にとってみれば独立につながりうる危険な思想ととられたのである。いうまでもなく朝鮮の現実には「自治」の権利さえ得られない状況であつた。朴勝彬はその「政権」を握るために、「われわれの団合を鞏固に」する必要があるというのである。では、彼のいう「団合」はどのようなようにして遂げられるものなのであろうか。その手段の一つが生活改善運動であり、その一環としての言語問題の解決なのであつた。

三、朴勝彬の言語・民族観と言語運動

(一) 「民族」のあり方と言語問題

——啓明倶楽部を中心に——

朴勝彬の言語観を端的にあらわすものとして、彼の著作『朝鮮語学』の序文の次の一節がしばしば注目される。

ある民族の言語は、その民族と盛衰をともしするものである。文化の高い民族は発達した合理的な言語を持ち、未開な民族は幼稚な言語を使用する。武勇な民族はその言語が堅実であり、文弱な民族はその言語が浮虚として〔不安定で〕着実でない。平等制度を尚ぶ民族は言語が普遍的に成立しており、階級制度を尚ぶ民族は言語が差別的に組織されるのである。このように、言語はその社会の實質的事物を外形に表現するのであるが、それだけではない。言語はその社会の實質的事物を誘導し牽制する役割があり、発達した言語は文化の増進を促し、幼稚な言

語はこれを妨げる。堅実な言語は武勇な性格を涵養し、浮虚とした言語は之を妨げる。普遍的な言語は平等思想を助長し、差別的言語はこれを妨げるのである。以上のように、ある社会の實質的事物と言語とは、互いに表裏をなし、その社会の盛衰に対して互いに原因と結果となるものであって、言語は民族的な生活に至極重要な関係を持つのである。⁽⁶⁸⁾

この言語観をみれば、非常に明瞭な二項対立の図式であることがわかる。「民族の盛衰」と言語が一体であるとの前提で、「合理的／堅実／普遍的」な言語と「文化の高い／武勇な／平等制度を尚ぶ」民族とが、また一方で「幼稚／浮虚／差別的」な言語と「未開／文弱／階級制度を尚ぶ」民族とがそれぞれセットでとらえられている。朴勝彬にとつての言語運動とは、この両者のうち前者を指向するものであった。なかでも、ここに設定されるあるべき民族像を作り出すためにとられた言語改革論の一つが、児童の敬語使用奨励という問題であった。この問題に関しては朴勝彬が個人としても見解を述べているが、彼が一九二〇年代以降に啓蒙運動の母体としていた啓明

倶楽部における方針でもあったので、まずは啓明倶楽部での建議についてみていきたい。

啓明倶楽部は、一九一八年一月、関大植、朴勝彬らが民族啓蒙団体として発足させた「漢陽倶楽部」の後身で、一九二一年に「啓明倶楽部」と改称・改組した⁽⁶⁹⁾。関や朴のほか崔南善、李能和などの知識人が関与する形で、おもに生活改善、学術研究、古典刊行などの事業を展開し、とくに生活改善運動の例として、衣服制度の改善、二重過歳（陽暦と陰暦の正月を両方過ごすこと）の廃止、葬礼形式の改変（簡素化）、家庭内の衛生問題の解決推進、族譜廃止の提言などの活動を挙げることができる⁽⁷⁰⁾。すでに指摘したとおり、朴勝彬との関係でみれば、彼の留学時期と弁護士としてのネットワークもみてとることができる。

前述した啓明倶楽部の決議内容に関しては、朴勝彬個人も同様の主旨の発言をおこなっており、彼自身も実践していたようである。彼の言語観も生活改善運動の一環として形成されていたが、それは、朝鮮人児童に敬語（*호우체*）を使用させようという啓明倶楽部の建議にもあらわれていた。一九二二年五月三〇日付の『東亜日報』は、

同五月二八日に開かれた啓明倶楽部の総会について次のように報じている。

啓明倶楽部では、「……」一昨日二八日午後三時に明月館にて臨時総会を開き、過般来懸案であった第二人称代名詞用語に関する選定とその他、児童間で相敬う思想を涵養するために、児童相互間で敬語を使用させるよう教育当局者に提案を實行する等の事項を決議し、同六時半に閉会した。第二人称代名詞の呼称は「当身」という用語を使用することに決定したということである。⁽⁷¹⁾

まず、この記事にあらわれる二つの言語問題についてみると、第二人称代名詞用語の選定は、元来朝鮮語には英語の *you* のようにあらゆる場面で使用可能な語が存在しないことによるものだが、これについては、記事にもあるとおり、「当身 (*당신*)」を用いることに決定している。もう一つの児童相互間における敬語使用の件については、総督府学務当局に建議するほか、教育界にも強くアピールし、賛同もいくらか得ていたようだ⁽⁷²⁾。さらに、

このほか姓名下の敬称語に関して、「刈（氏）」を用いることを会で決定したりもしている。⁽⁷³⁾

さて、これらの活動は、どのような意識に支えられていたのだろうか。児童の敬語使用の問題から考えてみるに、この点について、啓明倶楽部では、「児童をして自尊心を涵養せしむること」、「児童相互間に礼儀の習性を馴致すること」、「社交上、親愛の情を養成するを得ること」、

「社交の道を実地に修得することを得ること」、「従前の門閥的階級制度にもとづく弊風を矯正し、人類平等の觀念を助長するの効力があること」を期待していた。⁽⁷⁴⁾ この建議に対して、『東亜日報』の社説でも、それは階級差を前提にしない道德的觀念を作り出し、「紳士の国家」を成立させるための必須要件であるとし、ひいては、経済、法律、科学などの「国家の根本」に先立つて確立されなければならぬ「倫理的方面」の整備の一環であるとして、その意義を高く評価した。⁽⁷⁵⁾ 後年に朴勝彬もほぼ同様の五種類の項目に対して、一つ一つ解説を加えている。⁽⁷⁶⁾

啓明倶楽部は、この件に関して、一九二一年九月二二日に京城の各界名士四〇余名を招待する形で懇話会を開いているが⁽⁷⁷⁾、その席上、理事の朴勝彬が「従来の朝鮮人

は、いろいろと社会上の階級に縛られ、ことばにも区別があまりに多いので、どうしても互いに融和団結するという美しい結果を得られず、互いに排斥忌避する弊害を起こしてきた」と述べた。⁽⁷⁸⁾ しかし、この問題点はなかなか解決されないと考えていたようで、のちにより具体的に次のように批判している。

児童等の遊戯を観察すれば其弊害は余りに明瞭に語露はれて居る。児童が互に其相手方に対し人格的待遇の觀念は全然念頭に含まれず、其言は野卑、粗暴、侮蔑、圧迫の氣分を忌憚なく発揮し、遂には口汚き悪口を平氣に繰返し稍もすれば争鬪打擲を為すこと稀ならず此を見る者をして顰蹙寒心を禁じ能はざる状況なり。「……」又優順しきことを以て其生命とも云ふ娘様達が（女子高等通学校生徒包含）互に野卑、粗暴、汚罵に渉る語彙を平氣に交換することを見るときは尚更冷汗を禁じ得ざる次第なり。⁽⁷⁹⁾

児童の言語使用をめぐり、「人格的待遇の觀念」と「野卑、粗暴、侮蔑、圧迫の氣分」／「野卑、粗暴、汚罵に

渉る語彙」と対置するやり方は、「平等」と「差別」という対立的とらえ方をそのまま反映している。この明確な二項対立のなかで、啓明倶楽部の目指すところは、従来の言語使用の慣習を否定し、言語使用の一律化（あるいは一定化）をすることで「改善」ととらえ、またそれによって「平等」を指向しようというものであった。

もちろん言語問題の解決によつてのみ、「平等」が指向されたわけではない。啓明倶楽部は一九二八年一月に族譜刊行の慣習を排除することを決議しているが、それは、族譜刊行が「民族的団結力及民族的発展力」、「民族の平等的統一」を阻害するものだと考えていたからであった。⁽⁸⁰⁾

このような階級を打破し、民族が「団合」するためいくつかの手段の一つとして言語使用の問題がとらえられていたことがわかる。

(二) 弱肉強食の論理と

「普遍」／「平等」、そして「自治」

「当身」の採用にせよ、児童の敬語使用にせよ、朴勝

彬の言語観からみれば、それが言語改革である限り、言語の「普遍」性を指向することを意味した。それが人々の「平等」とそれらによつて担保される民族の「団合」に直結するものと考えられたことは、すでにみたとおりのである。ここでいま一度、『朝鮮語学』「序文」に記された民族観を振り返つてみたい。民族の性質が「文化の高低」／「武勇な」／「平等制度を尚ぶ」と「未開」／「文弱」／「階級制度を尚ぶ」とに二分されている図式からもわかるとおり、社会進化論にもとづく優勝劣敗の思考の枠組みそのままであった。そのうえで朴勝彬は、前者の、すなわち強者の論理を指向することを求めたのである。つまり、彼の言う民族の「団合」は、そのまま強者への指向を意味したのであり、言語運動もそれを支えるために動員されたことになる。

では、このような考え方はいつごろ形成されたのであろうか。ここで、朴勝彬が日本留学期に唯一記したと思われる先の「擁爐問答」の内容を思い出してみよう。強者が弱者を滅ぼす優勝劣敗の「国際競争」の時代に、強者の長所を学び、その競争に参加しなければいけないとした、「開化」のとらえ方こそ右でみてきたような言語・

民族観の原型ではないだろうか。すると次に問題になるのは、朴勝彬（あるいは啓明倶楽部）が、言語問題のどこに強者の「長所」を見出したのかである。朴勝彬は児童の敬語使用について、あるエピソードを紹介する。それは、自身が福岡に滞在したとき、ある「老嫗」が児童に話しかける語調がとても丁寧で、その場面をみた彼は、「人類社会の美德を深く感ずると同時に、我が朝鮮社会の遜色があることを悲痛」したという。⁽⁸¹⁾

これが、児童敬語使用問題の直接の因果関係をもつものなのか、後付けのエピソード紹介なのかという問題は別としても、まず重要なのは強者の「長所」を日本にみいだしているという構図である。そして、さらにその日本の「長所」が「人類社会の美德」という「普遍」的価値と結びついているところに注意する必要がある。つまり、「擁爐問答」で示された論理に従えば、児童敬語使用問題は、日本的な言語生活のなから強者の「長所」と「普遍」を抽出し、それを朝鮮に移植することによって、優勝劣敗の法則にもとづく「国際競争」へ参与することを意味した。そのことは究極的に日本を含む帝国主義列強に伍していく存在になることを意味するのであり、こ

こに、「朝鮮人の手で政事をおこなう権利を握」るこの意味が前景化してくるわけである。しかし、植民地下において朴勝彬は「連邦の形式」における「自治」を主張するのであり、「擁爐問答」のときに国家としての独立を主張したのとは状況が必ずしも一致していない。しかもその「自治」さえも実現していない状況において、彼はその原因を「団合」できない民族の性質Ⅱ「未開／文弱／階級制度を尚ぶ」に求めた。生活改善運動とその一環としての言語改革はそのような民族の性質の「改革／改善」という文脈のなかにおかれることになったのである。

(三) 「政権」なき教育——言語運動の限界——

近年、朝鮮語綴字法問題に関し、朝鮮語研究会―朝鮮語学会側が朝鮮総督府学務局主管の「諺文綴字法」（一九三〇年）審議の場に「協力」することで運動の成果を得たことを強調し、従来の民族主義的評価に再考を迫る動きが出てくることはすでに論じたところであるが、⁽⁸²⁾これは朝鮮語研究会―朝鮮語学会側に限ったことではなかった。朝鮮語学会も「諺文綴字法」の審議がおこなわ

れている時期に、審議委員の一人である日本人通訳官に反対陳情をおこなったり、一九三六年にも本研究会メンバーを核とする朝鮮文記写整理期成会の名義で学務局に反対陳情をおこなったりしたことが確認されているのである。⁽⁸³⁾

啓明倶楽部は、先にみたとおり児童敬語使用問題などについて、学務局に建議したり、懇話会に行政関係者を招待したりしていた。⁽⁸⁴⁾これらの事業を朴勝彬自身も教育行政の場を借りて実現することを望んでいたことは、彼の次のような発言からもわかる。

現在の教育制度上学校内に於ける課目としては朝鮮語は其分量に於て又其教育方法に關して軽く取扱はれて居るものと云ふべし。然れども児童並に少年生徒の品性教育に關しては其者等が朝鮮語を常用する生活を為し居る關係上之を等閑に付することは不可能の事柄なり。⁽⁸⁵⁾

しかし、朴勝彬はかつて教育をおこなうために「朝鮮人の手で政事をおこなう権利」の必要性を説いていた。

そうすると、総督府権力に頼る彼の右のような考え方は一見矛盾しているようにも思われる。彼は、「文盲退治」のための具体的な対策に関するインタビューで義務教育実施の必要性を主張したが、「今の朝鮮は、為政と民衆が、お前と俺（といつた式に）分かれてい」るため、「結局われわれとしては方法がな」いと絶望していた。⁽⁸⁶⁾このことは、教育の自治の前提となる「朝鮮人の手で政事をおこなう権利」がないからである。つまり、「朝鮮人の手で政事をおこなう権利」がない、「方法がな」い状態で、その「政権」を得るための民族の「団合」を成し遂げるためには、総督府権力による教育の場を借りるしかないという構造的矛盾に陥ってしまうのである。それだけ、教育の場をめぐる主導権が総督府によって握られていることを意味し、言語運動も自然このような限界を抱えざるをえなかったのである。先に言及した朝鮮語研究会―朝鮮語学会の事例も同様の文脈で考える必要がある。

おわりに

本稿の意図は、朴勝彬に関する断片的な事実を通して、

彼が一九二〇年代以降に言語に関する発言を積極的にするようになった背景について考える手がかりを得るところにあった。彼が初期に残した文章は、ほとんど発見されないため、その思想の根源をどこに求めるかは、とても難しい問題である。すでに発表した旧稿の修正も含め、彼の「自治」と生活改善、言語改革に関する言説を連動させて考えることを試みた。議論の前提は、朴勝彬と対抗した朝鮮語研究会―朝鮮語学会も含め、言語運動の展開がなぜ総督府との一定の協調関係のもとにおこなわれざるをえなかったかを、植民地統治権力との距離において把握すべきであるという問題意識にある。これを解くためには、朴勝彬の政治とのかかわり方について把握することは、大きな意味をもつことと考える。本稿では、それが彼の「自治」論にかかわる言説であった。

もちろん、経歴・活動等についてまだ不明なところが多く、さらなる資料追跡が必要な状態である。ただ、彼の「自治」論、生活改善論、そして言語観・民族観が児童敬語使用問題を媒介に、つながりをみせたことは非常に重要なことだろうと思う。

最後に、朴勝彬の末年に関して言及して、本稿を閉じ

たいと思う。彼は、一九四一年創立の朝鮮臨戦報国会といたった戦争協力団体に関与したことが確認される⁽⁸⁷⁾。かつて自治を望んだものの、結局「朝鮮人の手で政事をおこなう権利」を得られなかった、まさにその末路であった。臨戦報国会の名簿をみると、啓明倶楽部の人物の大多数が参席している。このころの朴勝彬の発言は発見されておらず、彼の認識を明確にすることはできないが、右でみてきたような彼の言動とどのようなつながりだろうか。今回、資料の制約の関係で扱えなかった諸事実とともに再検討してみる必要があるだろう。

【注】

- (1) 三ツ井崇「朝鮮植民地支配と言語」明石書店、二〇一〇年。
- (2) 以下、朴勝彬の経歴については、次の諸文献を参考にしている。
天野徳也編『中央大学三十年史』(法學新報社、一九一五年)、「金宏集内閣の發布令八十八条 守旧頑固派에 靑大靑靑 모 든 向傾은 西洋을 標準으로 甲午改革을 回顧하 니 朴勝彬氏」(나의追憶 一)
二二)『朝鮮日報』一九二八年二月二五日付)、「當時에 와 이은 日人은 眞고 개에 사 랑 장 수 몇 집 今昔의 感이 업지 안 다고 甲午改革을 回顧하 니 朴勝彬氏」(나의追憶 一四) (同二月二六日付)、若林勝太郎編『學員名簿』(中央大学学員会、一九四

○年)、高麗大¹⁾學校六十年史編纂委員會編『六十年誌』(高麗大²⁾學校出版部, 서울, 一九六五年)、田口容三『愛國啓蒙運動期の時代認識』(朝鮮史研究會論文集)第一五集、一九七八年)、千素英(學凡 朴勝彬 研究)『高麗大³⁾學校大学院碩士論文、一九八〇年)、金元鎮「朴勝彬」(김원진)／안병희／이병근『국어연구의 발자취(一)』서울대학교출판부, 서울, 一九八五年、朴贊雄『日本統治時代を肯定的に理解する―韓國の一知識人の回想』(草思堂社、二〇一〇年)。なお、旧稿所収の記述を大幅に訂正してある。

(3) 朴景陽は一八四三年生まれ、戊子(一八八八年)式年試の進士に合格していることが確認される(한국학중앙연구원『한국학대인물 종합정보시스템』<http://people.aks.ac.kr/1index.aks>)。

(4) 前掲「金宏集内閣」發布八十八条 守旧頑固派에 靑大靑靈은 甲午改進黨을 標準으로 甲午改革을 回顧하는 朴勝彬氏(「나의追憶(二)」)。

(5) 朴贊雄前掲書、二六頁。

(6) 『官報』(一八九九年五月一七日付)、同(五月三日付)、「報告書」第一四号(『德源港報』第三冊) 서울大⁴⁾學校奎章閣奎一七八六六一)。

(7) 『官報』一九〇〇年八月二五日付。

(8) 興化學校は一八九五年に閑泳煥によつて、中橋義塾は一八九六

年に閑泳綺によつて、それぞれ設立された私立学校である。興化學校は普通科三年と高等科三年の課程からなり、英語や算術などの教育をした(李正勲「韓末 興化學校에 관한 一考察」漢城大⁵⁾學校大学院史学科碩士論文、一九九八年)。中橋義塾は、もともと「時務學校」と称していたが、一九〇〇年に解消し、「縉紳中年少聰俊者を選んで經學と時務に緊切な条件を教育」した(『雜報』「皇城新聞」一九〇〇年二月一日付)。

(9) 旧稿では、官費留學生として渡日したと記述したが、これは千素英前掲「學凡 朴勝彬 研究」によるものである。千によれば、朴勝彬の孫である朴贊機へのインタビューで、朴が一九〇四年に「皇室特派留學生」に選ばれたとの証言を得たことをもつて官費留學生としている(同論文、一四頁)。彼の留學時期は彼の証言や中央大学の修業年限などを考えると、確かに一九〇四年ではあるが、この時期は同時に私費留學生の数が増えている時期であった(金淇周「韓末 在日韓國留學生의 民族運動」圖書出版「티나무, 서울, 二〇〇三年、二二頁)。また、このときの「皇室特派留學生」は東京府立第一中学校へと教育が委託されていたが、朴勝彬にその経歴が確認されていない。さらに、朴勝彬を「私費生」と紹介する記事もあることから(半島에 幾多人材를 내인 英美露日 留學史』『三千里』第五卷第一号、一九三三年)、もう少し検討が必要である。

(10) 前掲「當時에 와 잇는 日人은 진고개에 사랑장수 몇집 今昔

의감이엄지안타고 甲午改革을回顧하는朴勝彬氏(나의追憶
一四)」。]

- (11) 赤松治部編『中央大学五十年史』赤松治部、一九三五年、一五
〜一九頁。
- (12) 『東京法学院大学學則』、「中央大学學則」中央大学百年史編集
委員會專門委員會編『中央大学百年史(資料編)』中央大学出版
部、二〇〇五年、一〇〇九〜一〇一四・一〇二一〜一〇二六頁。
- (13) 『賀光武学校盛況』『皇城新聞』一九〇六年二月六日付。
同右。
- (14) 『學界叢報』、『公錄』『大韓留學生會學報』第一号、一九〇七年、
八九・九二頁。
- (15) 同右『學界叢報』、八七頁。
- (16) 同右資料、八五頁。引用文中の()は原則として引用者によ
る。以下同じ。
- (17) 学凡朴勝彬傍録『擁爐問答』『大韓留學生會學報』第二号、一
九〇七年、二二頁。
- (18) 同右資料、二二頁。
- (19) 同右資料、二二頁。
- (20) 同右。
- (21) 同右資料、二四頁。
- (22) 同右資料、二五頁。
- (23) 同右資料、二六〜二七頁。
- (24) 田口容三前掲論文、『오영섭』한말 관동학회의 결성과

활동(『한국독립운동사연구』第三六集、二〇一〇年。
오영섭同右論文、一八一・一九〇頁。

- (25) 同右論文、一八五頁。
- (26) 『皇城新聞』一九〇八年六月二八日付。
- (27) 『官報』一九〇九年六月三〇日付。
- (28) 『朝鮮總督府官報』一九三七年一月九日付。
- (29) 『皇城新聞』一九〇八年三月八日付。
- (30) 『皇城新聞』一九〇八年四月二七日付。
- (31) 『皇城新聞』一九〇八年四月二九日付。ここでは「月報を刊行
する」とあるが、のちには「公報を發行する」とあり(『皇城新
聞』一〇月七日付)、両者が同じものか別のものかは定かではな
い。この件については、次註も参照されたい。
- (32) 『本会の歴史』『法學界』第一号、一九一五年、一頁。なお、前
註との関連でいえば、「本会は今を距ること八年前(明治四十一年
／降熙二年)に京城で設立され、第三年(明治四十三年／隆
熙四年)に至るまで、本会の事業として法學協會雜誌を發行(第
十九号まで)したが(……)」とあり、韓国併合前の法學協會の
機關誌名は『法學協會雜誌』であったと思われる。
- (33) 『本会任員録』『法學界』第一号、一九一五年、四七頁。
- (34) 『東亞日報』一九二二年一月二日付、同一月一六日付。
- (35) 『言論界』遂蹶起『東亞日報』一九二三年二月二六日付。
- (36) 『言論の擁護』決議『東亞日報』一九二三年二月二九日付。
- (37) 『言論の擁護』決議『東亞日報』一九二三年二月二九日付。

- (38) 『東亜日報』一九二二年二月九日付、同二月二十三日付。
- (39) 『雜誌筆禍事件斗法曹界の奮起』(『東亜日報』一九二二年二月一八日付)、『新天地筆禍事件』(『東亜日報』一九二二年二月一九日付)。なお、新天地裁判の際には、許憲と下米晩は関与していないようである。
- (40) 大正十年十月二十五日高警第二八四八八号「民情彙報 東洋弁護士大会出席者ノ朝鮮弁護士会組織計画」(MOR アジア歴史資料センター) Ref. (06031101000) 陸軍省大日記・朝鮮事件・大正八年乃至同一〇年共七冊其二 朝鮮騷擾事件関係書類(密受第三三号共二上)、陸軍省(防衛省防衛研究所)。
- (41) 大正十一年十二月十九日高警第四〇一八号「国際弁護士大会朝鮮人弁護士出席ノ件」朝鮮総督府警務局長発外務次官宛。
- (42) 大正十一年十二月二十三日高警第四〇一八号「国際弁護士大会朝鮮人弁護士出席ノ件」朝鮮総督府警務局長発外務次官宛。
- (43) 『許憲氏 個人座談会』『東光』第三九号、一九三三年、三四頁。
- (44) 京城弁護士会所属内地人弁護士二同「陳情書写」朝鮮総督長谷川好道宛(一九一九年六月)『齋藤実関係文書』国立国会図書館憲政資料室、所蔵番号一〇一五。
- (45) この最初の選挙の際に選任されたのが、ほかならぬ朴勝彬であった(前掲「許憲氏 個人座談会」、二三頁)。
- (46) 京城弁護士会所属内地人弁護士二同前掲「陳情書写」。
- (47) 「弁護士会が分離した」臨時総会で決定」『京城日報』一九一九年七月一五日付。
- (48) 大正十三年四月二十三日京鐘警高秘第四五〇四号「朝鮮弁護士協会臨時総会開催及同協会理事会開催ニ関スル件」京城鐘路警察署長発京城地方法院検事正宛。
- (49) 大正十四年七月四日京鐘警高秘第七四三二号ノ一「朝鮮人弁護士協会建議案提出計画ニ関スル件」京城鐘路警察署長発京城地方法院検事正宛。
- (50) 『啓明』各号と『啓明俱樂部一覽』(一九三六年)をみると、次の弁護士たちの名前を確認することができる。権赫采、金基賢、金炳魯、金瓚泳、申宇永、劉文煥、尹泰榮、李基琛、李升雨、李仁、李琮夏、張燾、崔鎮、許憲(以上ガナリ順)、『啓明』第二四号の「部員職業別表」をみると、全二四名の部員中一六名が弁護士である。
- (51) 朴勝彬の体育奨励運動への関与については、別稿を用意したい。
- (52) 財団法人仁村記念会編『仁村 金性洙伝』同記念会、서울、一九七六年、二四四〜二四五頁。
- (53) 내 살림 내 것으로 도선 사람 도선 것으로 『新韓民報』一九三三年三月二日付。
- (54) 「物産奨励会 理事会開催」『中外日報』一九二八年五月一五日付。
- (55) 「独立運動終熄後ニ於ケル民族運動ノ梗概」(一九二七年一月、『齋藤実関係文書』国立国会図書館憲政資料室、所蔵番号九五

一六〇、大正十三年四月二十二日京鐘警高秘第四六六九号ノ二
「崔麟ノ弁明ニ関スル件」(京城鐘路警察署署長発京城地方法院
検事正宛)。また、一九二六年秋に再興しようとした(大正十
五年九月十七日京鐘警高秘第一一四七九号「社会運動ノ変転情
況ニ関スル件」京城鐘路警察署署長発京城地方法院検事正宛。
(56) 同右、大正十五年九月十七日京鐘警高秘第一一四七九号「社会
運動ノ変転情況ニ関スル件」。

(57) 『最近の朝鮮思想界(上)』『大阪毎日新聞』一九一九年八月二
八日付。

(58) 同右。

(59) 一つ留意しなければならないのは、ほぼ同文の記事が同日の『東
京日日新聞』にも掲載された事実である。ただし、こちらは「朴
勝彬等の東京に於ける運動が内地識者の同情を得なかつた」こ
とについての記述が一切存在せず、また、見出しが「新日本主
義」となっていて、日朝両民族の「合体」をいう関元植の首長
に重点を置く意図がみられる点で、『大阪毎日新聞』の記事とは
少し異なる(新日本主義一名新朝鮮主義―朝鮮思想界の三つの
流れ―(上)『東京日日新聞』一九一九年八月二八日付)。

(60) 『妖弁護士等の自治運動』『独立新聞』一九一九年八月二六日付。
サンフランシスコの大韓人国民会の機関誌『新韓民報』でも、
のちに「醜悪な弁護士の無理」という見出しで同様の批判がな
されている(『주악한변호사의무리』『新韓民報』一九一九年

一〇月二日付)。いずれも独立を志向する立場としては、自治運
動は許容できない行為に映つたのである。なお、内務部長官
宇佐美勝夫の「手足とな」つたということの意味が確認できな
いが、今後の課題としたい。

(61) 大正八年十月十八日高警第二四九〇号(秘)京城民情彙報
民心ノ傾向(密第一〇二号其五二〇)、TACR(アジア歴史
資料センター) Ref. C06031116900、大正八年乃至同一〇年共七
冊其四、朝鮮騷擾事件関係書類(密第一〇二号情報共三内其二)、
陸軍省(防衛省防衛研究所)。

(62) 原奎二郎編『原敬日記』第五卷、福村出版、二〇〇〇年、一二
四頁。なお、阪谷芳郎文書のなかに、朝鮮人の自治、朝鮮議會
の設置などを求めた「高元勳外六名の意見書」と(一九一九年
八月一日付)という文書がある(近藤劔一編『万才騷擾事件(三
・一運動)(2)』『朝鮮近代史料・朝鮮総督府関係重要文書選
集(10)』友邦協会、一九六四年。高元勳もまた沈友燮、李
基琛等(そして朴勝彬)と関係が深く、「高元勳外六名」が原
を訪ねた人物と同一である可能性が高い)。

(63) 同光会本部『衆議院議員朝鮮民情視察報告』(一九二三年二月)
近藤劔一編同右書七四頁。ちなみに、三人の代議士とは、上塚
司(政友会)、荒川五郎(憲政会)、副島義一(無所属)である。
また、一〇月一八日夜、京城明月楼でおこなわれた彼らに対す
る歓迎会の発起人代表が朴であったことを付記しておきたい

- (64) 前掲 『환영석상에서 대쇼란』 『新韓民報』 一九二二年一月三〇日付。
- (65) 前掲 大正八年十月十八日高警第二六四九〇号 「(秘) 京城民情彙報 民心ノ傾向。ここでいう分類を、今日の分析概念として利用することはできないが、「自治 論者の言動に偏差がある」と考えることは重要であろう。
- (66) 同右資料。
- (67) 同右資料。
- (68) 朴勝彬談 「經濟獨立 데일문데는정권 (新生을追求하는朝鮮人—現下急務—何인가)」 『東亜日報』 一九二二年四月一日付。引用文中の傍点は引用者による。以下同じ。
- (69) 朴勝彬 『朝鮮語學』 朝鮮語學研究会、京城、一九三五年、序言一〜二頁。
- (70) 『啓明俱樂部一覽』 啓明俱樂部、京城、一九三六年、五頁。同右書、七頁。
- (71) 『啓明俱樂部總論』 『東亜日報』 一九二二年五月三〇日付。
- (72) 『兒童間の敬語使用—계명구락부에서 학무당국에건언—』 (『東亜日報』 一九二二年九月二五日付)、『兒童敬語問題 대개는 찬성. 계명구락부간화회』 (『東亜日報』 一九二二年四月一〇日付)。
- (73) 前掲 『啓明俱樂部一覽』、一八〜一九頁。同上、二二〜二三頁。
- (74) 『學童間敬語使用—奨励—啓明俱樂部의建議』 『東亜日報』 一九二二年九月二五日付。
- (75) 朴勝彬 「朝鮮言文에關한要求」 『啓明』 第一号、一九二二年。このとき「學務局長以下京畿道京城府の教育行政担当者並に京城府内各普通学校、幼稚園の当務者」(朴勝彬「敬語と人格」『朝鮮の教育研究』第七八号、一九三五年、四八頁)のほか、「新聞、雜誌社の記者」(啓明俱樂部「啓明十五年」啓明俱樂部、京城、一九三三年、三〇頁)を招いたよつである。
- (76) 前掲 『兒童間の敬語使用—계명구락부에서 학무당국에건언—』。
- (77) 朴勝彬前掲 「敬語と人格」、四九頁。
- (78) 啓明俱樂部前掲 『啓明十五年』、四三〜四六頁。
- (79) 朴勝彬前掲 「朝鮮言文에關한要求」、一六〜一七頁。
- (80) 三ツ井崇前掲 『朝鮮植民地支配と言語』。
- (81) 同右書、二九二〜二九三頁。
- (82) 注(7)を参照されたい。
- (83) 朴勝彬前掲 「敬語と人格」、四九頁。
- (84) 『文官退治의 實際的方案如何』 『東亜日報』 一九二七年一月六日付。
- (85) 『친일반민족행위관계자료집 IX』 친일반민족행위친상규명위원회, 서울, 二〇〇九年。